

# 障害者自立支援基盤 整備事業について

平成 22 年度障害福祉サービス事業者等集団指導（説明会）資料

沖縄県福祉保健部  
障害保健福祉課

## 平成23年度障害者自立支援基盤整備事業の概要

### 1 事業の目的

既存施設等が新体系に移行する場合等に必要となる、施設の改修や備品購入等の経費に対し助成を行うことにより、新体系におけるサービスの基盤整備を図ることを目的とする。

### 2 事業の種類

#### (1) 改修

- ① 小規模作業所を新体系の設備基準に適合させるための改修工事（移行後の訓練科目の変更等に伴う改修を含む。）
- ② ケアホーム、グループホーム等に対する消防法令上必要とされる消防設備（施設と一体的に整備されるスプリンクラー設備、自動火災報知器、消防機関への通報装置等）の整備
- ③ 居宅介護事業及び相談支援事業を行うために必要な既存建物の改修工事
- ④ 障害福祉サービス事業所、ケアホーム、グループホーム等の改修整備（賃貸物件）
- ⑤ その他基盤整備対策に資する工事

#### (2) 増築

- ① 生産事業等のための作業スペースの設置
- ② 新体系事業を行うにあたって必要となる厨房等の拡張工事
- ③ NICUの退院児童受入のための重症心身障害児施設等の増築工事（既存の重症心身障害児施設等に新たに短期入所事業所を増築する場合を含む。）
- ④ 障害福祉サービス事業所、ケアホーム、グループホーム等の増築工事
- ⑤ その他基盤整備対策に資する増築工事

#### (3) 備品購入

- ① 新体系サービスの事業に移行する際に必要となる生産設備、介護設備、送迎車輛等の整備
- ② 新体系サービスの事業の拡充・充実を図るために必要となる生産設備、介護設備、送迎車輛等の整備
- ③ NICUの退院児童受入のための人工呼吸器等の整備

#### (4) 開設準備等経費

- ① 居宅介護事業所等が開設に当たって必要となる経費
- ② 事務の効率化を図るために必要となる経費

#### (5) 大規模な生産設備整備

### 3 対象施設（事業所）及び補助上限額

別表（平成23年度障害者自立支援基盤整備事業）のとおり

### 4 補助割合 10/10

### 5 実施期間 平成19年度から平成23年度まで

別表（平成23年度障害者自立支援基盤整備事業）

整備区分	事業内容	留意点	対象施設(事業所)	平成19～23年度 (1施設(事業所)あたり)	
				上記の期間を 通算した 補助上限額	左の事業を複数 利用した場合の 補助上限額
1. 改修	①小規模作業所を新体系の設備基準に適合させるための改修工事(移行後の訓練科目の変更等に伴う改修を含む。)		・小規模作業所	20,000千円	改修、増築、 備品購入を 合わせて 20,000千円
	②ケアホーム、グループホーム等に対する消防法令上必要とされる消防設備(施設と一体的に整備されるスプリンクラー設備、自動火災報知器、消防機関への通報装置等)の整備	・消防法施行令改正(平成21年4月～)に伴い新たに消防設備の設置義務が生じた施設(事業所)のみ。	・共同生活介護事業所※1.④での対応可 ・共同生活援助事業所※1.④での対応可 ・短期入所事業所 ・児童デイサービス事業所 ・障害児施設(入所) ・障害者支援施設	2,000千円	
	③居宅介護事業及び相談支援事業を行うために必要な既存建物の改修工事		・居宅介護事業所 ・相談支援事業所	5,000千円	
	④障害福祉サービス事業所、ケアホーム、グループホーム等の改修整備(賃貸物件)	・賃貸物件のみ。	・障害福祉サービス事業所 (居宅介護事業所、共同生活介護事業所、共同生活介護事業所を除く) ・障害者支援施設 ・平成23年度末までに障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設へ移行する次の施設 (身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、知的障害者福祉工場、精神障害者社会復帰施設)	20,000千円	
	※ケアホーム、グループホームの改修整備については障害者就労訓練設備等整備事業(グループホーム等改修事業費)が本事業へ組み替えとなった	・賃貸物件のみ。 ・補助上限額は1共同生活住居あたりとする。ただし、同一建物内に複数の共同生活住居を設置する場合は、それら全てを1の共同生活住居とみなす。 ・消防法令上必要とされる消防設備の整備を含む(消防法令上の設置義務がない場合でも消防署の助言・指導等から真に必要と認められるものについては対象とする)。	・共同生活援助事業所 ・共同生活介護事業所	5,000千円	
	⑤その他基盤整備対策に資する改修工事		【エレベーター等設置整備とその他の改修整備を行う場合】 ・共同生活援助事業所 ・共同生活介護事業所  【エレベーター等設置整備のみを行う場合】 ・共同生活援助事業所 ・共同生活介護事業所	6,000千円 1,000千円	
2. 増築	①生産事業等のための作業スペースの設置		・障害福祉サービス事業所 (生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所のみ) ・障害者支援施設	20,000千円	
	②新体系事業を行うにあたって必要となる厨房等の拡張工事		・平成23年度末までに上記の障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設へ移行する次の施設 (身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、知的障害者福祉工場、精神障害者社会復帰施設)		
	③NICUの退院児童受入のための重症心身障害児施設等の増築工事(既存の重症心身障害児施設等に新たに短期入所事業所を増築する場合を含む。)		・NICUの退院児童受入を行う重症心身障害児施設等		
	④障害福祉サービス事業所、ケアホーム、グループホーム等の増築工事	・「事業所」に含めて指定することができる「従たる事業所」、「出張所等」の増築を含む。	・障害福祉サービス事業所 ・障害者支援施設 ・平成23年度末までに障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設へ移行する次の施設 (身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、知的障害者福祉工場、精神障害者社会復帰施設)		
	⑤その他基盤整備対策に資する増築工事		・地域活動支援センター ・福祉ホーム ・障害児施設		

別表（平成23年度障害者自立支援基盤整備事業）

整備区分	事業内容	留意点	対象施設(事業所)	平成19～23年度 (1施設(事業所)あたり)	
				上記の期間を 通算した 補助上限額	左の事業を複数 利用した場合の 補助上限額
3. 備品 購入	①新体系サービスの事業に移行する際に必要となる生産設備、介護設備、送迎車輛等の整備  ※障害者就労訓練設備等整備事業(設備整備事業)が本事業へ組み替えとなった	・過去に障害者就労訓練設備等整備事業(設備整備事業)の補助を受けた事業所は対象外とする。 ・主な備品購入の例 印刷製本設備(カラープリンター、製本機)、パン製造設備(デッキオープン、冷凍庫)、菓子類製造設備(大型オープン)、クリーニング関連設備(洗濯機、乾燥機)、車輛(マイクロバス、軽トラック、ワゴン)、厨房設備、椎茸等栽培用ビニールハウス、草刈機、バイオ燃料生成装置用給油ポンプ、豆腐冷却用水槽、大豆洗浄機、手織機設備、フォークリフト、耕耘機、名刺・はがき用点字印刷機、Tシャツ絵柄用プリンタ、おしぼり作業用ポイラー、包装機、培養土の貯蔵庫、陶芸窯、陶土混練機	・身体障害者更生援護施設 ・知的障害者援護施設 ・障害児の児童福祉施設 ・精神障害者社会復帰施設	5,000千円	改修、増築、備品購入を合わせて20,000千円
			・障害者の通所援護事業 ・地域活動支援センター	2,000千円	
	②新体系サービスの事業の拡充・充実を図るために必要となる生産設備、介護設備、送迎車輛等の整備	・就労移行支援事業所 ・就労継続支援事業所 ・生活介護事業所 ・自立訓練事業所	5,000千円		
	③NICUの退院児童受入のための人工呼吸器等の整備	・重症心身障害児施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児通園施設 ・重症心身障害児(者)通園事業	5,000千円		
4. 開設 準備等経費	①居宅介護事業所等が開設に当たって必要となる経費	・初度設備(パソコン、プリンター、ファックス、机、椅子等)を補助対象とする。 ・共同生活援助事業所及び共同生活介護事業所の補助上限額は1共同生活住居あたりとする。ただし、同一建物内に複数の共同生活住居を設置する場合は、それら全てを1の共同生活住居とみなす。なお、共同生活住居に設置する共用物品(テーブル、テレビ、冷蔵庫等)についても初度設備として事業所が整備する場合には補助対象とする。	・平成23年度中に障害福祉サービス事業所(共同生活援助事業所及び共同生活介護事業所については共同生活住居)を開設する予定の事業者(平成23年度末までに障害福祉サービス事業所へ移行する次の施設は除く。(小規模作業所、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、知的障害者福祉工場、精神障害者社会復帰施設))	1,000千円	1,000千円
	②事務の効率化を図るために必要となる経費	・報酬請求システム、会計処理システム等の事務の効率化を図るためのシステム導入に係る経費を補助対象とする。	・障害福祉サービス事業所 ・障害者支援施設 ・平成23年度末までに障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設へ移行する次の施設(身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、知的障害者福祉工場、精神障害者社会復帰施設)	1,000千円	
5. 大規模な生産 設備整備	①就労継続支援事業所に対する工賃引き上げを図るための大規模な生産設備整備	・原則として工賃倍増5か年計画支援事業の「経営コンサルタント事業」において当該設備整備計画とその事業効果に係るコンサル・診断を受けていること。	・就労継続支援事業所	100,000千円	100,000千円

※1. 事業者(法人)の自己所有物件に係る改修のうち、国の社会福祉施設等施設整備費の補助メニューである大規模修繕等に該当する以下の事業は補助対象外とする。

- ・老朽化した浴室、食堂等の改修工事
- ・屋上等の防水工事
- ・老朽化した給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
- ・狭隘な居室を入所者の新しい処遇のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事
- ・アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
- ・土砂災害等に備えた施設の一部改修等(施設の防災対策上必要な補強改修工事や緊急災害時用の自家発電設備の整備)

# 平成23年度障害者自立支援基盤整備事業 募集要項

## 1. 補助対象事業等

別表(平成23年度障害者自立支援基盤整備事業)のとおり

## 2. 補助対象経費

(1)改修・増築	工事費及び設計監理費(工事費の2.6%を限度とする) ※施設の整備と一体的に整備する付帯設備の整備費を含む ※外構の整備費は除く
(2)備品購入・ 開設準備等経費 ・生産設備整備	備品購入費、システム導入費、生産設備整備費 ※備品、システム、生産設備の設置に係る費用を含む ※車輛整備については車輛本体(付属品含む)価格(消費税含む)のみ ※システム導入費にはハードウェア・ソフトウェアの両方を含む ※リース物品や保守管理料は除く

## 3. 提出資料

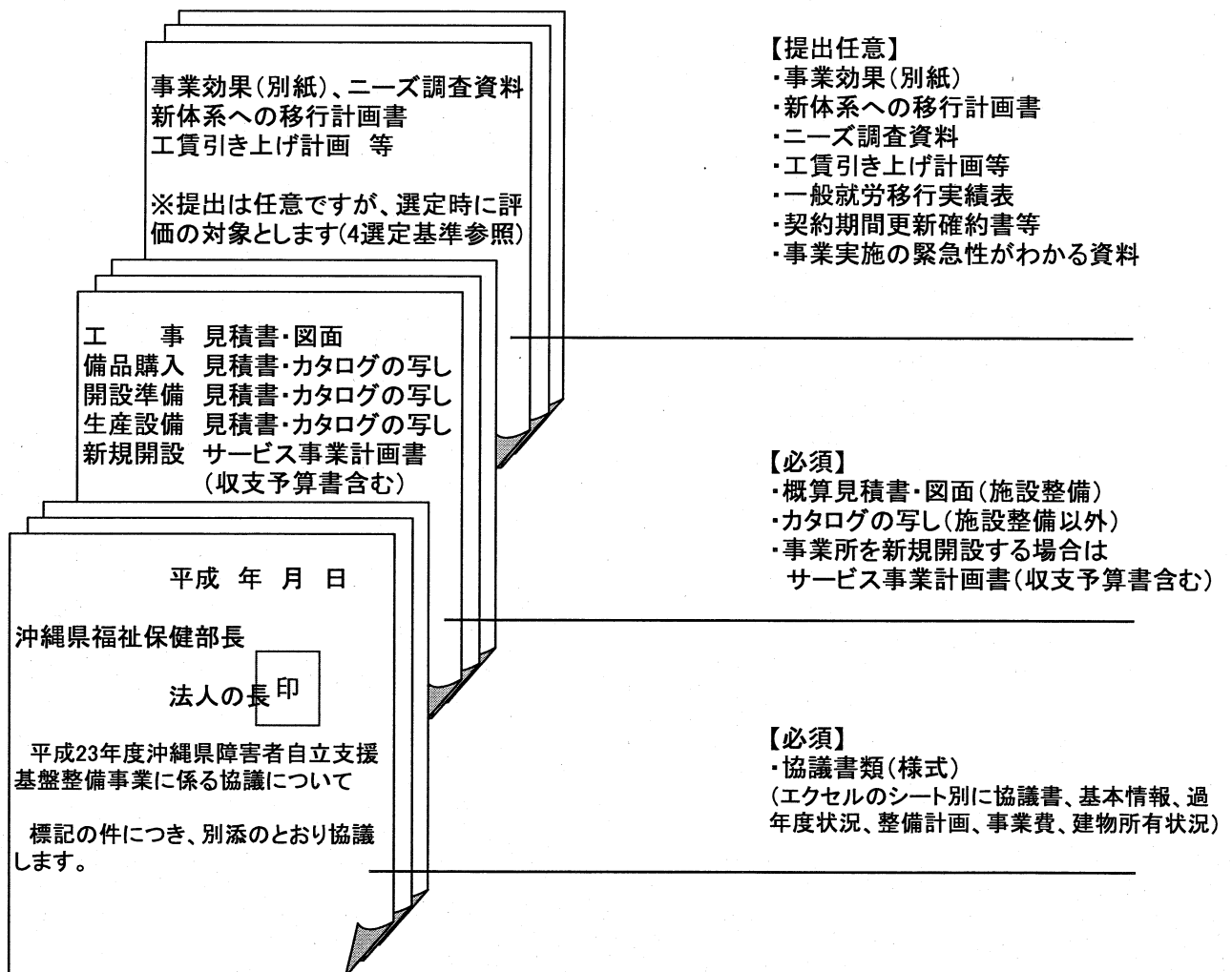
(1)協議書類(様式) … 障害保健福祉課担当(又吉)あてメールでも提出してください。

matayokn@pref.okinawa.lg.jp

(2)添付資料

※ 協議書類の一式は以下のとおり編纂して提出してください。

↑  
エル



## 4. 提出期限

平成23年4月28日(木) ※ 必着

## 5. 選定基準

事業の選定は書類審査を原則とし、以下の基準で実施します。

(事業内容に関する電話での内容確認や現地調査を実施する場合があります)

評価の内容	認定の参考にする資料
(1) 事業の種類による評価	
<p>ア. 改修①②、増築③、備品購入①③を最優先とします。</p> <p>イ. 改修③、増築①②を優先します。</p> <p>※事業の種類に割り振られた番号は別添の「平成23年度障害者自立支援基盤整備事業の概要」にてご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議書類(様式)</li> </ul>
(2) その他の評価	
<p>ア. 旧体系から新体系への移行施設による事業を最優先とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議書類(様式)</li> <li>・新体系への移行計画書</li> </ul>
<p>イ. その他以下の項目を考慮して選定を行います。</p>	
<p>(ア) 沖縄県障害福祉計画による圏域別のサービス提供体制の整備状況を踏まえ、目標達成率が低いサービス及び圏域を優先します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県障害福祉計画</li> <li>(事業者のほうで提出していただく必要はありません)</li> </ul>
<p>(イ) 契約予定者、保護者、関係機関によるサービス拡充の要望を踏まえたニーズ調査を実施した上での計画を優先します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズ調査資料(契約予定者リスト、(保護者や関係団体(市町村は除く)からの要望書・意見書等)</li> </ul>
<p>(ウ) 工賃引き上げ計画に基づく工賃の向上を図るための整備、又は事業効果について専門家によるコンサル・診断を受けている整備計画を優先します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工賃引き上げ計画等</li> <li>(事業内容との関連がわかるように整理されたもの)</li> </ul>
<p>(エ) 障害者の地域移行促進に繋がる計画を優先します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議書類(様式)・事業効果(別紙)</li> </ul>
<p>(オ) 一般就労への移行実績の多い施設(事業所)の計画を優先します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般就労移行実績表</li> </ul>
<p>(カ) 賃貸物件の改修を行う場合、10年以上の契約期間を設定するもの、賃借権設定の登記のあるものを優先します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃貸契約書の写し</li> <li>・賃借権の登記簿</li> <li>・契約期間更新確約書等</li> </ul>
<p>(キ) 過年度において同補助金の交付を受けていない施設(事業所)及び同一事業者(法人)の運営する他の施設(事業所)が同補助金の交付を受けていない施設(事業所)を優先します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議書類(様式)</li> <li>・過年度の補助状況集計表</li> <li>(集計表は県で作成していますので提出の必要はありません)</li> </ul>
<p>(ク) 事業実施の緊急性が認められる事業を優先します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施の緊急性がわかる資料</li> </ul>

## 6. 留意事項

- (1) 単年度事業のみ対象となります。工期又は納期が平成24年3月末日を越える事業は補助の対象としません。
- (2) 事業実施による利用者の処遇向上について直接に有効性が認められる事業のみ協議をしてください。事務室の設置、破損や老朽化による建物の修繕、設備の更新が主体の計画は補助の対象となりません。
- (3) 協議書類は施設(事業所)単位で作成し、提出してください。
- (4) 事業の規模は、事業目的達成のため妥当な範囲としてください。
- (5) 総事業費に占める自己資金の割合が多い計画の場合は、事業者の資金計画が適正なものと認められるかを確認させていただくことがあります。
- (6) 賃貸物件の改修工事については、所有者の了解を得てから協議してください。また、長期契約の締結、賃借権の設定にも努めていただくよう、お願いします。
- (7) 概算見積書は内訳まで提出してください(「改修経費一式」等の表示のみは不可)。
- (8) カタログは整備対象備品等に関する箇所のみコピーして提出してください。(冊子のカタログをそのまま提出するのは不可)
- (9) 事業終了後に新規開設する事業者は、開設するサービスの事業計画書と収支予算書を付けて提出してください。
- (10) 協議段階での提出図面は、設計業者が作図したものでなくても構いません。協議にあたり外部に設計等を委託した場合、それに要した費用は補助対象外となりますので注意してください。
- (11) 任意団体(保護者会)による協議も受け付けますが、内示は交付申請時までには法人設立の見込みがある場合に限りま。
- (12) 契約・発注は内示後に行ってください。
- (13) 請負・売買契約は県の扱いに準じて入札を原則とします。工事予定金額が250万円以上の場合、設備(備品)・システム購入予定金額が100万円以上の場合には必ず入札により工事業者を決定していただくこととなります。
- (14) 入札の手順書、補助金の交付申請については、内示後に別途通知します。
- (15) 補助金の支払方法は精算払いですので、請負代金等の支払いに支障を来たさないよう、予め対策をしてください。なお、総事業費が10,000万円以上で、交付申請時に申し出があった事業者については、補助金の一部を概算払いすることができますので、個別にご相談ください。

## 7. 書類提出(問い合わせ)先

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県障害保健福祉課 事業指導支援班

(障害者自立支援基盤整備事業 担当者 宛)

電話 098-866-2190

担当 又吉(またよし) ※4月より担当が変更となる場合がありますのでご了承ください

Eメール matayokn@pref.okinawa.lg.jp

↑  
エル



平成 第 号  
年 月 日

沖縄県福祉保健部長 殿

所在地

法人名

代表者 職 氏名

印

平成23年度沖縄県障害者自立支援基盤整備事業に係る協議について

標記の件につき、別紙のとおり協議します。

記載例

〇〇会 第 〇〇 号  
平成〇〇年〇月〇〇日

沖縄県福祉保健部長 殿

所在地 〇〇市〇〇 〇番地〇

法人名 (福)〇〇〇〇会

代表者 職 氏名 理事長 〇〇 〇〇印

平成23年度沖縄県障害者自立支援基盤整備事業に係る協議について

標記の件につき、別紙のとおり協議します。

1. 基本情報

①事業者

ア. 法人名

--

②施設(事業所)

イ. 施設(事業所)名

ウ. 住所

エ. 施設(事業)種別

オ. 定員

カ. 契約者数

キ. 1日あたりの平均  
実利用者数

	整備前 (直近1ヶ月の実績)	整備後

※多機能型事業所の場合、イ. とウ. には主たる事業所の名称と住所を、ウ. には多機能型で実施している全ての事業を、エ. ～キ. は多機能型で実施する各事業毎に以下の例を参考に作成してください。例：就労継続支援B型20名、生活介護10名

※障害者支援施設の場合、ウ. には施設入所支援に加え、日中に実施している全ての事業を、エ. ～キ. は施設入所支援と日中に実施する各事業毎に多機能型の例を参考に作成してください。

※建物改修後又は備品購入後に開設する施設(事業所)については「整備前」の欄を空欄にし、添付書類としてサービス事業計画書(収支予算書含む)を提出してください。

③担当者

ク. 職 氏名

ケ. 電話番号

コ. FAX番号

サ. Eメールアドレス

シ. 各種書類送付先

〒

※シ. の欄は、本補助金に係る県からの発出文書(内示、交付決定、額の確定等)を受理する機関の住所を記載してください。なお、郵便番号も誤りがないように記載してください。

1. 基本情報

記載例

①事業者

ア. 法人名

(福)〇〇〇会

②施設(事業所)

イ. 施設(事業所)名

	整備前 (直近1ヶ月の実績)	整備後
イ. 施設(事業所)名	〇〇〇学園	〇〇〇学園
ウ. 住所	〇〇市〇〇 〇番地〇	〇〇市〇〇 〇番地〇
エ. 施設(事業)種別	知的障害者入所更生施設	施設入所支援、生活介護、自立訓練・生活訓練
オ. 定員	50名	施設入所支援(40名)、生活介護(30名)、自立訓練・生活訓練(30名)
カ. 契約者数	50名	施設入所支援(40名)、生活介護(30名)、自立訓練・生活訓練(30名)
キ. 1日あたりの平均実利用者数	50名	施設入所支援(40名)、生活介護(30名)、自立訓練・生活訓練(30名)

ウ. 住所

エ. 施設(事業)種別

オ. 定員

カ. 契約者数

キ. 1日あたりの平均実利用者数

※多機能型事業所の場合、イ. とウ. には主たる事業所の名称と住所を、ウ. には多機能型で実施している全ての事業を、エ. ～キ. は多機能型で実施する各事業毎に以下の例を参考に作成してください。例：就労継続支援B型20名、生活介護10名

※障害者支援施設の場合、ウ. には施設入所支援に加え、日中に実施している全ての事業を、エ. ～キ. は施設入所支援と日中に実施する各事業毎に多機能型の例を参考に作成してください。

※建物改修後又は備品購入後に開設する施設(事業所)については「整備前」の欄を空欄にし、添付書類としてサービス事業計画書(収支予算書含む)を提出してください。

③担当者

ク. 職 氏名

ケ. 電話番号

コ. FAX番号

サ. Eメールアドレス

シ. 各種書類送付先

	事務長 〇〇 〇〇
	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	〇〇〇@〇〇〇. 〇〇
	〒〇〇〇〇-〇〇 〇〇市〇〇 〇番地〇

※シ. の欄は、本補助金に係る県からの発出文書(内示、交付決定、額の確定等)を受理する機関の住所を記載してください。なお、郵便番号も誤りがないように記載してください。

④過年度の補助の状況

ス. 平成19～22年度に当該施設(事業所)において以下の補助金の交付を受けている場合は記入してください。なお、当該施設(事業所)の前身である移行・転換前の施設(事業所)において以下の補助金の交付を受けている場合はその金額を含めてください。

● 障害者自立支援基盤整備事業補助金(改修・増築・備品購入)

単位(円)

年 度	整備区分	金 額
平成19年度		
平成20年度		
平成21年度		
平成22年度		
合計		

※整備区分は別表(平成23年度障害者自立支援基盤整備事業)を参照し、リストから選んでください。なお、改修を伴う増築工事については「増築」で整理してください。

● 障害者就労訓練設備等整備事業(設備整備事業)補助金

単位(円)

年 度	備品購入
平成19年度	
平成20年度	
平成21年度	
平成22年度	
合計	

記載例

④過年度の補助の状況

ス. 平成19～22年度に当該施設(事業所)において以下の補助金の交付を受けている場合は記入してください。なお、当該施設(事業所)の前身である移行・転換前の施設(事業所)において以下の補助金の交付を受けている場合はその金額を含めてください。

● 障害者自立支援基盤整備事業補助金(改修・増築・備品購入)

単位(円)

年 度	整備区分	金 額
平成19年度	1. 改修④	3,000,000
平成20年度		
平成21年度	3. 備品購入①	500,000
平成22年度		
合計		3,500,000

※整備区分は別表(平成23年度障害者自立支援基盤整備事業)を参照し、リストから選んでください。なお、改修を伴う増築工事については「増築」で整理してください。

● 障害者就労訓練設備等整備事業(設備整備事業)補助金

単位(円)

年 度	備品購入	
平成19年度		
平成20年度		
平成21年度	2,000,000	
平成22年度		
合計		2,000,000

## 2. 整備計画

### ①整備概要

工事・設備整備等 名称及び工(納)期	現状・課題	対応(整備内容)・効果
工期・納期(    ヶ月)		
工期・納期(    ヶ月)		
工期・納期(    ヶ月)		
工期・納期(    ヶ月)		
工期・納期(    ヶ月)		

※原則、見積書単位で記載してください。

※事業の効果については、利用者の処遇向上、工賃の向上、障害者の地域移行促進等に  
あたっての有効性、緊急性を具体的に記載(詳細を別紙でまとめてもよい)してください。

(添付書類)

- ・工事費、設計監理費、備品購入費、システム導入費、生産設備整備費の概算見積書
- ・工事図面 ※既存の平面図等に手書き修正したものでも構いません
- ・備品、システム、生産設備のカタログ・パンフレット等の写し

## 2. 整備計画

### 記載例

#### ①整備概要

工事・設備整備等 名称及び工(納)期	現状・課題	対応(整備内容)・効果
作業場増築工事  工期・納期( 5 ヶ月)	当施設は、知的障害者更生援護施設から障害者支援施設への移行を予定しているが、利用者のレクリエーションと生産活動を同じ部屋で実施しており、移行後の生活介護サービスの実施に不便がある。	利用者の生産活動を実施するための作業場を設けるために増築を行い、作業場と多目的室を分離することで、サービスの充実を図る。
パン製造設備  工期・納期( 3 ヶ月)	当施設は、小規模作業所から移行した地域活動支援センターであるが、現在の作業内容が受託作業のみであり、工賃アップが課題となっている。次年度より就労移行支援・就労継続支援(B型)への移行を予定しており、工賃アップのため新しい訓練科目の実施が不可欠である。	パン製造のための設備を整備し、製造から販売までの事業を新たに行うことで、就労に必要とされる接客や人間関係、責任感、金銭感覚、製造の技術などを磨くことが可能となるとともに一人当たりの工賃が〇〇円程度上昇すると見込まれる。
工期・納期(    ヶ月)		
工期・納期(    ヶ月)		
工期・納期(    ヶ月)		

※原則、見積書単位で記載してください。

※事業の効果については、利用者の処遇向上、工賃の向上、障害者の地域移行促進等に  
あたっての有効性、緊急性を具体的に記載(詳細を別紙でまとめてもよい)してください。

(添付書類)

- ・工事費、設計監理費、備品購入費、システム導入費、生産設備整備費の概算見積書
- ・工事図面 ※既存の平面図等に手書き修正したものでも構いません
- ・備品、システム、生産設備のカタログ・パンフレット等の写し



②事業費 ※総事業費は税込みで記載してください。

単位(円)

整備内容	科目	工事・設備整備等名称	整備区分	総事業費	補助対象経費	
施設整備 (改修・増築)	設計管理費 (a)					
		小計				
	本体工事費 (b)					
		小計				
	その他外構等 (c)					0
						0
						0
	小計				0	
	科目合計 (a+b+c)					
		施設整備(改修・増築) 計(ア)				
備品購入	備品購入費					
		備品購入 計(イ)				
施設整備・備品購入 合計(ア+イ)						
開設準備等 経費	備品購入費・ システム導入費					
		開設準備等経費 合計(ウ)				
大規模な 生産設備 整備	生産設備 整備費					
		大規模な生産設備整備 合計(エ)				
H23年度障害者自立支援基盤整備事業 総計(ア+イ+ウ+エ)						

※「工事・設備整備等名称」は①整備概要の記載と一致させてください。

※「整備区分」は別表(平成23年度障害者自立支援基盤整備事業)を参照し、リストから選んでください。なお、改修を伴う増築工事については「増築」で整理してください。

※「設計監理費」の補助対象経費は本体工事費の2.6%に相当する額を限度とします。なお、補助金の内示前に実施した基本設計に係る経費は補助対象外となります。

※「その他外構等」(駐車場、フェンス、門柱等)の経費は補助対象外となるため、補助対象経費には「0」を記載してください。

※「本体工事費」「備品購入費」「システム導入費」「生産設備整備費」の補助対象経費には総事業費と同額を記載してください。

②事業費 ※総事業費は税込みで記載してください。

記載例

単位(円)

整備内容	科目	工事・設備整備等名称	整備区分	総事業費	補助対象経費
施設整備 (改修・増築)	設計管理費 (a)	作業場増築工事	2. 増築①	525,000	273,000
		小計			525,000
	本体工事費 (b)	作業場増築工事	2. 増築①	10,500,000	10,500,000
		小計			10,500,000
	その他外構等 (c)				0
					0
		小計			
	科目合計 (a+b+c)	作業場増築工事	2. 増築①	11,025,000	10,773,000
		施設整備(改修・増築) 計(ア)			11,025,000
	備品購入	備品購入費	パン製造設備	3. 備品購入①	2,000,000
備品購入 計(イ)			2,000,000	2,000,000	
施設整備・備品購入 合計(ア+イ)				13,025,000	12,773,000
開設準備等 経費	備品購入費・ システム導入費				
		開設準備等経費 合計(ウ)			
大規模な 生産設備 整備	生産設備 整備費				
		大規模な生産設備整備 合計(エ)			
H23年度障害者自立支援基盤整備事業 総計(ア+イ+ウ+エ)				13,025,000	12,773,000

※「工事・設備整備等名称」は①整備概要の記載と一致させてください。

※「整備区分」は別表(平成23年度障害者自立支援基盤整備事業)を参照し、リストから選んでください。なお、改修を伴う増築工事については「増築」で整理してください。

※「設計監理費」の補助対象経費は本体工事費の2.6%に相当する額を限度とします。なお、補助金の内示前に実施した基本設計に係る経費は補助対象外となります。

※「その他外構等」(駐車場、フェンス、門柱等)の経費は補助対象外となるため、補助対象経費には「0」を記載してください。

※「本体工事費」「備品購入費」「システム導入費」「生産設備整備費」の補助対象経費には総事業費と同額を記載してください。

③建物の所有状況等 ※施設整備(改修・増築)を計画する施設(事業所)のみ回答してください

工事名称	工事対象物件(建物)の状況		
	所有形態	法人所有・貸与	
賃貸借等の場合	契約期間	平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日	
	所有者の了解の有無	有・無	
	賃借権設定の登記の有無	有・無	
所有形態	法人所有・貸与		
賃貸借等の場合	契約期間	平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日	
	所有者の了解の有無	有・無	
	賃借権設定の登記の有無	有・無	
所有形態	法人所有・貸与		
賃貸借等の場合	契約期間	平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日	
	所有者の了解の有無	有・無	
	賃借権設定の登記の有無	有・無	

※工事(備品購入)名称は①整備概要の記載と一致させてください。

※「所有形態」には「法人所有」か「貸与」かを入力してください。

※「所有者の了解の有無」には「有」か「無」かを記載してください。

未確認の場合は「無」になります。

※「賃借権設定の有無」には「有」か「無」かを記載してください。

記載例

③建物の所有状況等 ※施設整備(改修・増築)を計画する施設(事業所)のみ回答してください

工事名称	工事対象物件(建物)の状況		
作業場増築工事	所有形態	法人所有	
	賃貸借等の場合	契約期間	平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日
		所有者の了解の有無	有・無
		賃借権設定の登記の有無	有・無
	所有形態	法人所有・貸与	
	賃貸借等の場合	契約期間	平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日
		所有者の了解の有無	有・無
		賃借権設定の登記の有無	有・無
	所有形態	法人所有・貸与	
	賃貸借等の場合	契約期間	平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日
		所有者の了解の有無	有・無
		賃借権設定の登記の有無	有・無

※工事(備品購入)名称は①整備概要の記載と一致させてください。

※「所有形態」には「法人所有」か「貸与」かを入力してください。

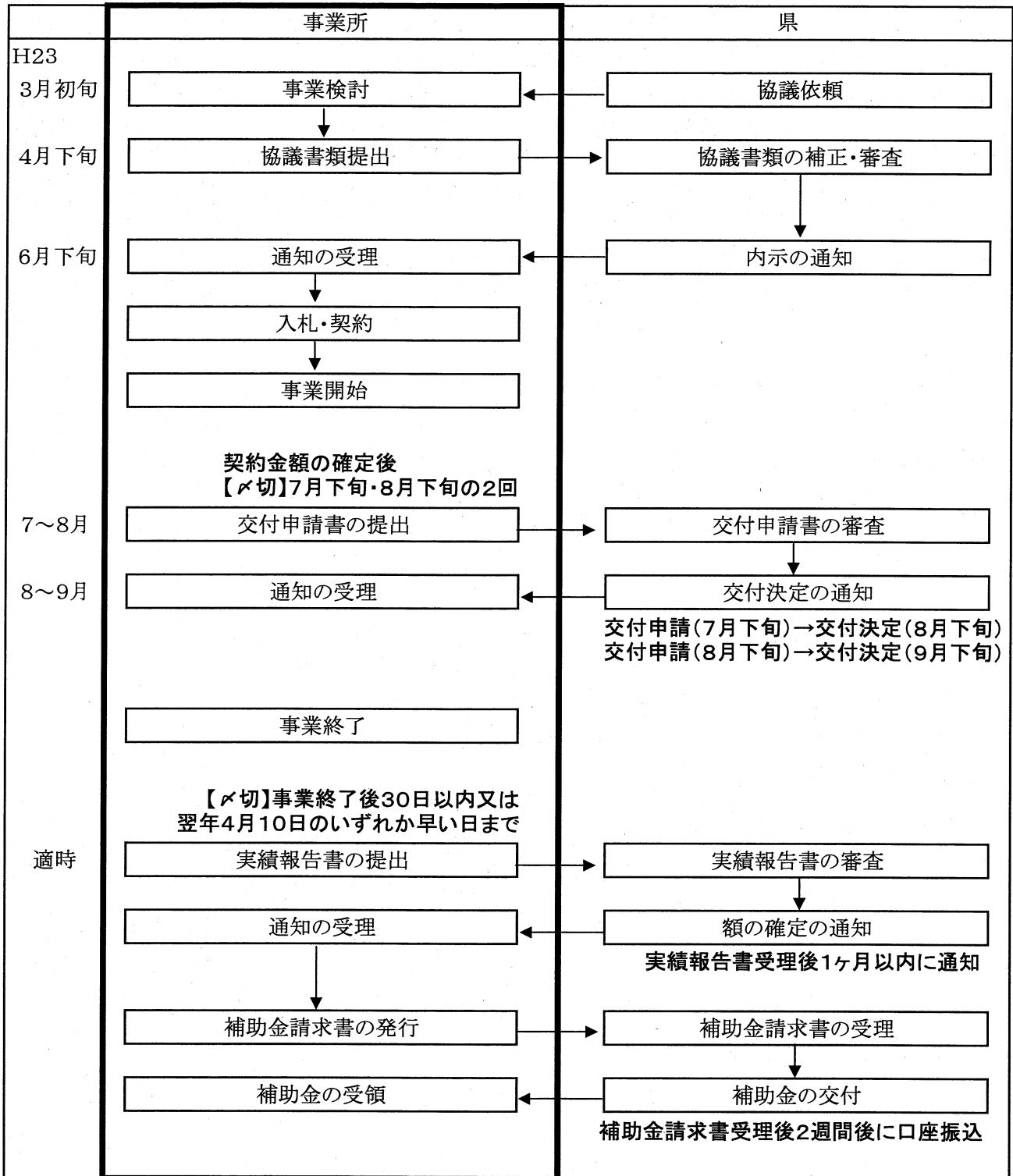
※「所有者の了解の有無」には「有」か「無」かを記載してください。

未確認の場合は「無」になります。

※「賃借権設定の有無」には「有」か「無」かを記載してください。

**【参考1】スケジュール**

平成23年度障害者自立支援基盤整備事業に係る事務の流れ



**【留意点】**

- ※1. 契約・発注は内示の後に行ってください。
- ※2. 期限までに交付申請書の提出が無い事業は内示を取り消すことがあります。
- ※3. 10月～12月にかけて追加内示を行うことがあります。
- ※4. 内示をしないことが最終決定した施設(事業所)には、年度末までにその旨を通知します。
- ※5. 補助金の支払方法は精算払いです。ただし、総事業費が10,000千円以上で交付申請時に申し出があった事業については、補助金の一部を概算払いすることができますので、個別にご相談ください。
- ※6. 当該スケジュールは都合により変更・修正もありますので、ご了承願います。

## 【参考2】過年度の実績・予算の状況

### 沖縄県障害者自立支援基盤整備事業

#### 1. 実施状況

年 度	実施箇所数	補 助 額	1箇所あたり 補助平均額
19	19箇所	157,456千円	8,287千円
20	41箇所	333,416千円	8,132千円
21	48箇所	264,205千円	5,504千円
実績(19~21)	108箇所	755,077千円	6,991千円
22	33箇所	228,909千円	6,991千円
23	72箇所	501,179千円	6,991千円
見込(22~23)	104箇所	730,088千円	6,991千円
合計(19~23)	212箇所	1,485,165千円	6,991千円

※H22/H23年度の補助額は、他の基金事業の執行状況により、変動もありうる。

#### 2. 予算の状況

平成22年度 予算現額	平成23年度 当初予算額	対前年度 増△減額	対前年度 増△減率
228,909千円	501,179千円	272,270千円	118.9%

#### 【増額の理由】

新体系移行の最終年度であることを見込んだ増（2億727万円）

障害者就労訓練設備等整備事業の組み換えによる増（6,500万円）

合計で 2億7,227万円の増

【参考3】消防設備の設置義務

消防法施行令改正(平成21年4月～)に伴う消防用設備の設置義務

※アンダーラインの箇所が改正により追加・修正のあった箇所

消防法施行令 別表第一	障害福祉サービス事業所等	スプリンクラー設備		自動火災報知設備		消防機関へ通報する 火災報知設備	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
ロ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害児施設</li> <li>・盲ろうあ児施設(通所施設を除く)</li> <li>・肢体不自由児施設(通所施設を除く)</li> <li>・重症心身障害児施設</li> <li>・障害者支援施設</li> </ul> <p>(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所若しくは共同生活介護を行う施設</li> <li>(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限るハにおいて「短期入所等施設」という)</li> </ul>	延床面積 1,000㎡以上 (平屋建てを除く)	延床面積 275㎡以上	延床面積 300㎡以上	全ての施設	延床面積 500㎡以上	全ての施設
(6)項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害児通園施設</li> <li>・盲ろうあ児施設(通所施設に限る)</li> <li>・肢体不自由児施設(通所施設に限る)</li> <li>・情緒障害児短期治療施設</li> <li>・身体障害者福祉センター</li> <li>・障害者支援施設</li> </ul> <p>(主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動支援センター</li> <li>・福祉ホーム</li> <li>・生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く)</li> </ul>	延床面積 6,000㎡以上 (平屋建てを除く)	延床面積 6,000㎡以上 (平屋建てを除く)	延床面積 300㎡以上	全ての施設	延床面積 500㎡以上	

※1 主として障害の程度が重い者を入所させるものとは、障害者自立支援法に定める「障害程度区分」4以上の者が概ね8割を超える施設をいう。

※2 平成21年4月1日の既存施設については、平成24年3月末まで猶予期間が設けられている。

※3 共同住宅の一部で共同生活介護・共同生活援助を行う施設については、建物の構造等により、(5)項口の共同住宅又は(16)項イの特定複合用途防火対象物の設置基準が適用される。また、自動火災報知設備及び誘導等の設置義務が生じる。